

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則 別表:理事報酬表 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p>役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、公益財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」という。)の定款第19条及び第31条の規定に基づき、本協会の評議員及び役員の報酬に関し、法令または本協会の定款について定めるもののほか必要な事項を定める。</p> <p>(定義) 第2条 この規則において、役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。 2 常勤役員とは、役員のうち本協会を主たる勤務場所とする者をいう。 3 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。</p> <p style="text-align: center;">第2章 役員報酬</p> <p>(報酬) 第3条 この規則において報酬等とは、次の各号に定めるところによる。 (1)常勤役員に支給する月額報酬 (2)非常勤役員に支給する次に定める日当及び月額報酬 ① 下記会議への出席の都度支給する日当 常務理事会 30,000円 理 事 会 20,000円 ② 担当業務に対する月額報酬 (3)本協会から役員等に対し出張を依頼する際、別に定める役員旅費細則に基づき支給する日当</p> <p>(費用) 第4条 役員の職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費含む。)及び手数料等の経費は、費用として報酬等と明確</p>	<p>役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、公益財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」という。)の定款第19条及び第31条の規定に基づき、本協会の評議員及び役員の報酬に関し、法令または本協会の定款について定めるもののほか必要な事項を定める。</p> <p>(定義) 第2条 この規則において、役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。 2 常勤役員とは、役員のうち本協会を主たる勤務場所とする者をいう。 3 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。</p> <p style="text-align: center;">第2章 役員報酬</p> <p>(報酬) 第3条 この規則において報酬等とは、次の各号に定めるところによる。 (1)常勤役員に支給する月額報酬 (2)非常勤役員に支給する次に定める日当又は月額報酬 ① 下記会議への出席の都度支給する日当 常務理事会 30,000円 理 事 会 20,000円 ② 担当業務に対する月額報酬 (3)本協会から役員等に対し出張を依頼する際、別に定める役員旅費細則に基づき支給する日当</p> <p>(費用) 第4条 役員の職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費含む。)及び手数料等の経費は、費用として報酬等と明確</p>	<p>報酬委員会の議論を踏まえて表現を適正化</p>

に区分しなければならない。

(報酬等の額の決定)

第5条 理事の月額報酬は、評議員会で承認された理事の報酬総額の範囲内において、報酬委員会が別表(理事報酬表)を基準として決定する。

2 監事の月額報酬は、評議員会で承認された監事の報酬総額の範囲内において、監事が決定する。但し、監事が二人以上ある場合は、監事の協議により決定する。

(報酬等の支給と控除)

第6条 役員に対する月額報酬は、毎月支給するものとし、支給日は事務局職員と同様とする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用の支払い)

第7条 本協会は、役員がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払うことができる。

2 通勤手当については、事務局職員の給与細則に準じて、支給要件に該当する常勤役員に対し支給する。

第3章 補則

(公表)

第8条 本協会は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規則の実施に際し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規則は、本協会の設立の登記の日から施行する。

に区分しなければならない。

(報酬等の額の決定)

第5条 理事の月額報酬は、評議員会で承認された理事の報酬総額の範囲内において、報酬委員会が別表(理事報酬表)を基準として決定する。

2 監事の月額報酬は、評議員会で承認された監事の報酬総額の範囲内において、監事が決定する。但し、監事が二人以上ある場合は、監事の協議により決定する。

(報酬等の支給と控除)

第6条 役員に対する月額報酬は、毎月支給するものとし、支給日は事務局職員と同様とする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用の支払い)

第7条 本協会は、役員がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払うことができる。

2 通勤手当については、事務局職員の給与細則に準じて、支給要件に該当する常勤役員に対し支給する。

第3章 補則

(公表)

第8条 本協会は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規則の実施に際し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規則は、本協会の設立の登記の日から施行する。

[改正]
2018年9月8日改正
2020年3月29日改正
2021年3月28日改正
2023年3月25日改正

[改正]
2018年9月8日改正
2020年3月29日改正
2021年3月28日改正
2023年3月25日改正
2024年3月23日改正

別表:理事報酬表(単位:円)

号俸	月額
1	200,000
2	250,000
3	300,000
4	350,000
5	400,000
6	450,000
7	500,000
8	550,000
9	600,000
10	650,000
11	700,000
12	750,000
13	800,000
14	850,000
15	900,000
16	950,000

別表:理事報酬表(単位:円)

号俸	月額
<u>1</u>	<u>50,000</u>
<u>2</u>	<u>100,000</u>
<u>3</u>	<u>150,000</u>
<u>4</u>	200,000
<u>5</u>	250,000
<u>6</u>	300,000
<u>7</u>	350,000
<u>8</u>	400,000
<u>9</u>	450,000
<u>10</u>	500,000
<u>11</u>	550,000
<u>12</u>	600,000
<u>13</u>	650,000
<u>14</u>	700,000
<u>15</u>	750,000
<u>16</u>	800,000

17	1,000,000
18	1,050,000
19	1,100,000
20	1,150,000
21	1,200,000
22	1,250,000
23	1,300,000
24	1,350,000
25	1,400,000
26	1,450,000
27	1,500,000
28	1,550,000
29	1,600,000
30	1,650,000
31	1,700,000
32	1,750,000
33	1,800,000
34	1,850,000
35	1,900,000
36	1,950,000
37	2,000,000
38	2,050,000
39	2,100,000
40	2,150,000

<u>17</u>	850,000
<u>18</u>	900,000
<u>19</u>	950,000
<u>20</u>	1,000,000
<u>21</u>	1,050,000
<u>22</u>	1,100,000
<u>23</u>	1,150,000
<u>24</u>	1,200,000
<u>25</u>	1,250,000
<u>26</u>	1,300,000
<u>27</u>	1,350,000
<u>28</u>	1,400,000
<u>29</u>	1,450,000
<u>30</u>	1,500,000
<u>31</u>	1,550,000
<u>32</u>	1,600,000
<u>33</u>	1,650,000
<u>34</u>	1,700,000
<u>35</u>	1,750,000
<u>36</u>	1,800,000
<u>37</u>	1,850,000
<u>38</u>	1,900,000
<u>39</u>	1,950,000
<u>40</u>	2,000,000

41	2, 200, 000
42	2, 250, 000
43	2, 300, 000
44	2, 350, 000
45	2, 400, 000
46	2, 450, 000
47	2, 500, 000
48	2, 550, 000
49	2, 600, 000
50	2, 650, 000
51	2, 700, 000
52	2, 750, 000
53	2, 800, 000
54	2, 850, 000
55	2, 900, 000
56	2, 950, 000
57	3, 000, 000

<u>41</u>	2, 050, 000
<u>42</u>	2, 100, 000
<u>43</u>	2, 150, 000
<u>44</u>	2, 200, 000
<u>45</u>	2, 250, 000
<u>46</u>	2, 300, 000
<u>47</u>	2, 350, 000
<u>48</u>	2, 400, 000
<u>49</u>	2, 450, 000
<u>50</u>	2, 500, 000
<u>51</u>	2, 550, 000
<u>52</u>	2, 600, 000
<u>53</u>	2, 650, 000
<u>54</u>	2, 700, 000
<u>55</u>	2, 750, 000
<u>56</u>	2, 800, 000
<u>57</u>	2, 850, 000
<u>58</u>	2, 900, 000
<u>59</u>	2, 950, 000
<u>60</u>	3, 000, 000